育児休業を　すでに取得している／これから取得する　皆さんへ

村立保育所・認可保育園はどの児童も無条件に入所できるのではなく、読谷村に住所を有し生後6か月目になる月から小学校就学前までの「**保育が必要な乳幼児**」が利用できる施設です。そのため、施設の利用にあたっては、保護者が就労や妊娠・出産、求職活動等の条件に該当していることが必要です。

育児休業中も引き続き保育所を利用できますか？

保護者（父や母）が育児休業期間中であるときは、入所条件に該当しないため、保育所を利用することができません。

ただし、環境の変化に対する負担軽減や保育の継続性の観点から、育児休業開始前から保育所等を利用していた児童（在園児）については、育児休業を保育が必要な条件として同一保育所への継続入所が可能です。（育児休業対象児童が2歳に達する日まで）

育児休業を条件として入所申込を行うことはできますか？

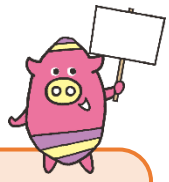

上記のとおり、育児休業期間中は入所条件には該当しないため、育児休業を条件として新規の入所申込をすることはできません。

そのため、入所申込にあたっては、入所後１か月以内に職場復帰をすることを条件として、育児休業ではなく就労を保育が必要な条件として申込を行うことが可能です。なお、入所後１か月以内に復職が確認できない場合は、退所となります。

～　具体的な事例については裏面をご参照ください　～

事例①

・4月からA保育園に入所しており、次年度4月以降もA保育園に通う
・下の子が9月に産まれたため育児休業を取得する場合

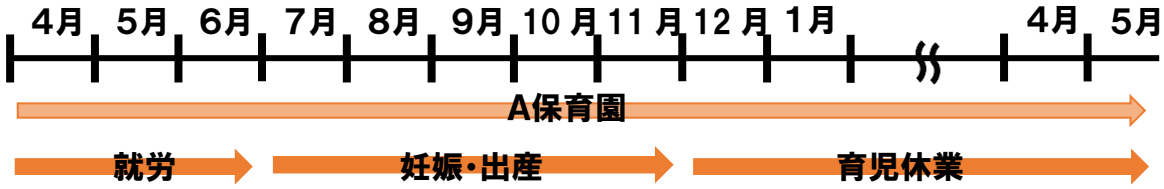

・育児休業開始前からA保育園を利用し、育児休業期間中も同一保育所（A保育所）を継続利用する場合は、育児休業を条件に利用することが可能です。

事例②

・前年度はB保育園に通っており、4月からはC保育園に入所する
・下の子が前年度6月に産まれ、すでに育児休業を取得している場合

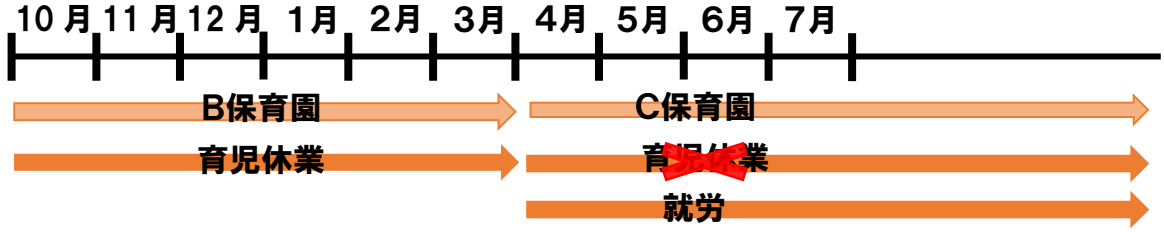

・B保育園の在園期間中は、同一保育所の継続利用のため育児休業期間中も利用が可能です。
・C保育園は新規入所となるため、育児休業を条件に入所することはできません。就労を条件に入所する場合は、1か月以内（上記事例では5月1日まで）に復職することが必要であり、復職していない場合は退所となります。（上記事例の下の子も含む兄弟児が保育所等に入所していない場合でも復職が必要であり、復職していない場合は同様に退所となります）

事例③

・6月から年度途中でD保育園に入所する
・下の子が前年度10月に産まれ、すでに育児休業を取得している場合

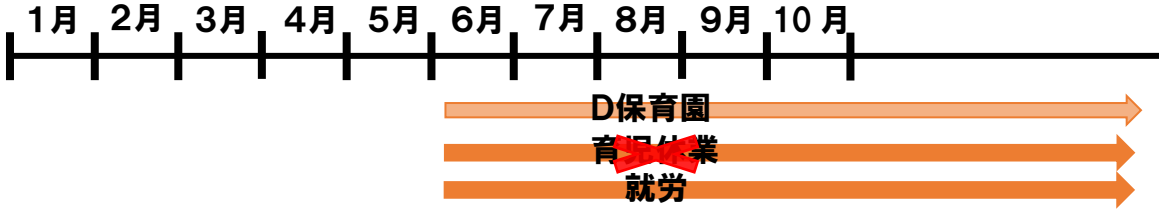

・D保育園は新規入所となるため、育児休業を条件に入所することはできません。就労を条件に入所する場合は、1か月以内（上記事例では7月1日まで）に復職することが必要であり、復職していない場合は退所となります。（上記事例の下の子も含む兄弟児が保育所等に入所していない場合でも復職が必要であり、復職していない場合は同様に退所となります）